

株式交換に関する事後開示書面

(会社法 801 条 3 項 3 号に基づく株式交換完全親会社に係る事後開示)

2020 年 1 月 20 日

(株式交換完全親会社) エン・ジャパン株式会社
代表取締役社長 鈴木 孝二

(株式交換完全子会社) 株式会社 Brocante
代表取締役社長 笠間 涼

エン・ジャパン株式会社を株式交換完全親会社、株式会社 Brocante を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行なうに際して、会社法 801 条 3 項 3 号に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日

2020 年 1 月 20 日

2. 株式交換完全子会社（株式会社 Brocante）における次に掲げる事項

(1) 会社法 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

株式会社 Brocante において、会社法 784 条の 2 の規定による株式交換の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法 785 条、787 条及び 789 条の規定による手続の経過

株式会社 Brocante において、会社法 785 条の規定による株式買取請求をした株主及び会社法 787 条の規定による新株予約権買取請求をした株主はいませんでした。

また、株式会社 Brocante においては、会社法 789 条 1 項の規定により本株式交換に異議を述べることができる債権者はいませんでしたので、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社（エン・ジャパン株式会社）における次に掲げる事項

(1) 会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

エン・ジャパン株式会社において、会社法 796 条の 2 の規定による株式

交換の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法 797 条及び 799 条の規定による手続の経過

エン・ジャパン株式会社において、会社法 797 条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

また、エン・ジャパン株式会社においては、会社法 799 条の規定により本株式交換に異議を述べることができる債権者はいませんでしたので、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社（エン・ジャパン株式会社）に移転した株式交換完全子会社（株式会社 Brocante）の株式の数

30 万株

5. その他株式交換に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上